

話し合うこと。それは犯罪ではない。  
社会のなかで生きることだ。

神奈川憲法アカデミア 20170611

永山茂樹（東海大学）



横浜事件（治安維持法による言論人の弾圧事件）に連座した細川嘉六が、戦後（「警察」予備隊設立のころ）に著したパンフレット「警察国家の復活—東條時代がまた来ようとしている！」の表紙（1950年）

## 0、はじめに

### 問題の設定

- ① 共謀罪は「日本国憲法」（憲法典にかぎらず、憲法秩序全体）とどう矛盾するか
- ② 共謀罪の導入は、改憲状況にたいしてどういった影響をもつとかがえられるか

### 先き取り的な結論

- ① 共謀罪は、次の点で、日本国憲法の秩序（人権）を劣化させるおそれがある

社会から距離をとって生きることのできる領域（＝小さな社会）の自律  
プライバシー、  
思想良心の自由、  
適正な刑事手続（罪刑法定主義）など

公的な生活領域（＝大きな社会）へのアクセス  
個人を基調とした自由なアクセス（表現）  
結合（連帯）に基づく自由なアクセス（集会・結社・選挙）

② 共謀罪の導入は、自民党改憲を止めてきた護憲・リベラルの幅広い連帯を委縮させるおそれがある。そのことは、

{ 議会制民主主義の形骸化、  
メディアの対国家的従属化、  
主権者の政治的疎外、                   そして  
「2020年改憲の実現」という問題につながる。

## 1、小さな社会に国家が際限なく入り込む、ということの危険

### 1、私的領域の大切さ

自律的な人格にとって不可欠・不可侵である  
それは犯罪など「他者の権利を害するとき」にのみ制約されるべきもの

### 2、では共謀罪はどうか

犯罪に未着手でも捜査・処罰（では何をどうやって）  
必然的に、小さな社会に国家が入り込むことになる

### 3、憲法とのおもな矛盾

- ① 私的な領域（の「共謀」）を国家が監視するもっとも確かな手段は、盗聴・スパイ・過剰な捜査である（盗聴の導入について、政府は、今後の課題としている＝否定しない）
- ② ①は私的な領域での「放っておいてもらう権利」（プライバシー権） 同13条「幸福追求権」を侵害する（たとえば「地図を持っているか」を所持品検査で確認することになる）
- ③ 「通信の秘密」「検閲の絶対的禁止」にたいする例外を拡張する 同21条2項
- ④ 国家が心のなかを知ろうとすること・ならびにその内容を理由に処罰することは、思想良心の自由にある「絶対的自由」性を掘り崩すことを意味する 同19条「思想良心の自由」。また同時に、「信条」を理由にした差別的取り扱いを禁じる14条1項にも反する。
- ⑤ 「無罪の推定原則」に基づく捜査ではなく「疑わしきは捜査と処罰の対象」 憲法31条（かりに処罰対象から除いたとしても、捜査対象にはなりうる）

#### 4、「現実」は、その法を心待ちしている

「運用上の配慮」への期待は根拠がない

GPS を使った犯罪捜査、

監視の道具に囲まれた社会（街路・公園・学校のカメラ、ネット、マイナンバー）

盗聴にたいする事実上の令状「フリー」発給

前川「スキャンダル」風俗店の出入り口は監視対象なのか？

アメリカから取り入れた監視システム／米・情報機関が 13 年、日本にインターネット上の電子メールなどの情報を収集する監視システムを提供したと米・ネットメディアが報道。また 04 年、在日米軍が東京・横田基地で通信傍受の機器をつくる施設建設の際、費用のほとんどを日本側が負担したという（2017 年 6 月各紙）

#### 共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会作成「事例集」目次より

大垣警察市民監視事件と共謀罪

大分県・別府警察署による盗撮事件

イスラム教徒もあなたも～イスラム教徒監視事件

自衛隊の国民監視差止訴訟からみた「共謀罪」の危険性

名古屋市マンション建設反対運動弾圧事件

倉敷民商事件と共謀罪

緒方宅電話盗聴事件無反省の警察に「共謀罪」は渡せない！

「堀越事件」と共謀罪による「捜査構造」

## 2、大きな社会に国家が際限なく入り込む、ということの危険

### 1、公的な領域なら国家が関与して当たり前？

公的な領域は、社会を構成する個人が自由に参加できる領域

大きな社会は、国家から相対的に自律した領域であり、国家そのもの、とは区別される

大きな社会が国家からの相対的自律を保障されるためには、

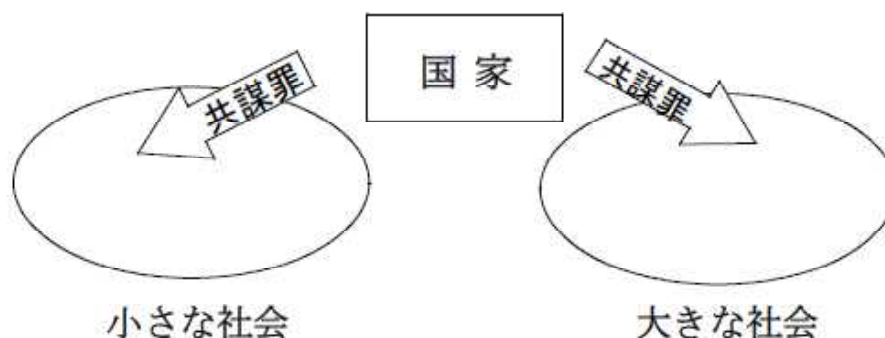
大きな社会を構成する個人およびその結合の活動が、国家から自由であること

政党は民主社会における不可欠の存在（八幡製鉄政治献金事件判決）

個人および結合体の間の情報伝達（表現の自由、知る権利）が守られること

## 2、憲法とのおもな矛盾

- ① 法案では、何が「共謀」「準備」にあたるのか（構成要件）が漠然・不明確なこと＝委縮効果を生む（表現の自由に対する広汎であいまいな規制は、表現にたいする委縮効果を生む。そのため、「文面上」違憲とされる）憲法 21 条 1 項など
- ② 国民の正当な政治的活動が共謀罪から除外されていないこと（むしろ、あえて公務員の違法な行為が、共謀罪の適用から除外されていること）は、合理性のない「法の下での平等に反する」行為であり、同 14 条 1 項に反する
- ③ 結合体への参加を抑制すること、「共謀」の参加者に、自己の責任ではない行為（準備行為）についての法的責任を負わせること 同 31 条 違反であり、また結合体への参加を抑制することは 同 21 条 1 項「結社の自由」を害する
- ④ 自由を基調とする民主主義のあり方を傷つけ、主権者（とくに少数意見の者）を政治過程から退場させることは、同 1 条「国民主権」に反する。また、排除された者からの激しい異議申し立て＝社会の不安定化につながる危険も指摘できる。



## 3、憲法改悪反対の運動はどうなるのか

2020 年の改憲日程

5 月 3 日 自民党機関誌である「読売新聞」に掲載された首相インタビュー  
自分の任期とオリンピックを理由に設定した「自分による、自分のための」改憲

共謀罪が、護憲・リベラルに適用されたら、というおそれ

「かけもり」事件によって、安倍政権の「反・立憲主義」＋「反・法治主義」的性格が明らかになった ＝ 護憲・リベラルのすそ野を広げる好機

}	<b>反・立憲主義</b>	憲法によって国家権力を縛る という 思想を敵視する
	<b>反・法治主義</b>	法にのっとって統治をおこなう という 常識をもたない

### 3、嘘と偽りに塗り固められた「共謀罪＝安全」論

#### 1、共謀罪は市民生活の自由を守るのか

英米の事例 共謀罪をもつ英米では、結合体を抑圧する口実として、それが悪用されてきた（たとえば、クルド人のための人道支援団体を「テロ支援団体」と認定して有罪としたアメリカの例）

#### 2、抑圧はテロ対策として有効か

欧米の事例 移民の排除・プライバシーの制限などの手法（アメリカやフランスの緊急事態令をみよ）は、社会の安全を確保する手段として効果に乏しい。はたいたいに、移民の受け入れを続けている南欧がかえって安全になっている。

世界中の人に「恐怖と欠乏からまぬかれる」権利を保障する（憲法前文・平和的生存権）の効果

オリンピックにはどうせ間に合わない共謀罪

「たとえ法改正が今国会で通っても、テロ対策の現場で実効性を持たせるには何年もかかる。東京五輪には間に合わないかもしれない。」（志方俊之「日本の政治には優先順位の概念はないのか」軍事研究 2017年5月号）／

#### 3、緊急事態条項改憲論との共通性

いわゆる「緊急事態条項改憲」論

内閣が緊急事態と判断することによって、内閣は、命令で

- ①国民の権利や自由を制限する命令、
- ②地方自治体への命令、
- ③必要な財政上の措置を講ずることができる。

それらは法律と同等の効力をもつことになる（自民・改憲草案の 98 条および 99 条）。

自由や権利の包括的な制限 という点で 共謀罪と共通する問題

#### 4、法務省「組織的な犯罪の共謀罪」に対する御懸念について) にみる嘘と偽り

どのようなことを「共謀」すると処罰されるのか

○法案の共謀罪は、**例えば**、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的な詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀など、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪を共謀した場合に**限って**成立するので、このような犯罪以外について共謀しても、共謀罪は成立しません。

(どのような場合が共謀罪に当たらず、どのような場合が共謀罪に当たり得るかについては、こちら(組織的な犯罪の共謀罪) [PDF]をご覧ください。)

したがって、**国民の一般的な社会生活上の行為が法案の共謀罪に当たるとはありませ**んし、また、国民同士が警戒し合い、表現・言論の自由が制約されたり、「警察国家」や「監視社会」を招くということもありません。(法務省「組織的な犯罪の共謀罪」に対する御懸念について)

列挙された事項が例示的であることを意味する「例えば」「のような」

列挙された事項が限定的であることを意味する「限って」

これらが一つの文のなかに同居することは、論理的にありえない＝「**昼飯は、たとえば天ぷら蕎麦のようなものだけを食**べたい」と言っているようなものだから。

#### 4、おわりに

共謀罪で世間は委縮するかもしれない。しかし私は委縮しない。

成立の有無にかかわらず、こう言い続けることが大事。